令和6年度実施の年次報告方法について示したものです。 年次報告の時期になりましたら、対象の医療機関あて、 メールにてご案内させていただく予定です。

# 感染症法上の医療措置協定に関する 年次報告(G-MIS利用)方法

R6.12 長崎県地域保健推進課

## G-MIS とは

- ✓ 全国の医療機関から、稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器 (人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援する、 厚生労働省が運営するシステムです。医療機能情報提供制度や薬局機能情報提供制度のオンラ イン報告に利用されています。
- ✓ コロナ禍は、G-MISを通じて医療機関から日次報告や週次報告等をいただくことで、個人防護 具の不足状況、発熱外来のひっ迫状況、入院可能な病床の把握等に利用されました。
- ✓ 令和6年12月より、「感染症関連調査」項目が追加・整理され、感染症法上の医療機関への調査が実施されます。



## 報告の求め

【感染症法第36条の5】

- 協定締結医療機関は、都道府県から協定の実施状況等の報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならない。
- 報告すべき医療機関は、電磁的方法により当該報告を行わなければならない。(第1種協定指定医療機関)
- 報告すべき医療機関は、電磁的方法により当該報告を行うよう努めなければならない。(第2 種協定指定医療機関)

【医療措置協定(第8条または第9条)】

(協定の実施状況等の報告)乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-MIS)により報告を行う(よう努める)。

報告の時期	頻度	報告の内容
平時	年   回 ※年次調査	協定締結医療機関の運営の状況等
有事(感染症発 生・まん延時)	協定の内容により毎日又は週   回 ※日次調査、週次調査	協定の措置の実施の状況等

✓努力義務の場合も、可能な限りG-MISから回答(報告)をお願いします。

- ✓ G-MISは、次の感染症有事の際、コロナ禍と同様に日次調査・週次調査・個人防護具の緊急配布要請 等に使用されるシステムで、病床見える化機能も継続されます。
- ✓ G-MIS機能の、一部は、今後感染症有事に備えた訓練にも使用されます。

## 年次報告(※今回報告をお願いするもの)

【対象】医療措置協定締結済(10/1締結まで)の医療機関 (病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)

【回答期間】令和6年12月9日(月)から令和7年1月10日(金)

【回答時点】協定の措置に係る運営の状況等(例 個人防護具の備蓄数) →令和6年12月15日時点

※研修又は訓練参加・受講状況について(長崎県の場合)

→令和6年度中の受講等状況(予定を含む)

【回答画面】G-MISログイン後の「感染症関連調査」ボタンから回答

【報告の公表】平時→都道府県や全国の値として集計され公表

有事→項目を増やして公表される予定

(※コロナ禍の医療機関の公表情報等を参考)

### 注意事項

- ✓ 回答の際は、協定をお手元に準備のうえ、ご回答ください。
- ✓ 回答項目と協定の内容等を比較した具体的な回答方法をスライド6から示しています。
- ✓都道府県によって協定内容が異なることがありますので、長崎県の場合はスライド6からの詳細説明に沿ってご回答をお願いします。
- ✓ G-MISの操作方法や項目そのもののお問い合わせなどは、スライド5の問い合わせ先 を参照してください。

## 問い合わせ先

## ① G-MISへのログイン方法について

厚労省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisqkunitsuite/bunyq/0000121431\_00130.html) 掲載の 「G-MIS操作マニュアル(病院・診療所・薬局・訪問看護事業所・とりまとめ団 体用)」をご確認のうえ、よくあるお問い合わせについては「G-MISに関するQ& A」よりご確認ください。

## ② 報告内容に関する質問

厚生労働省医政局地域医療計画課 新興感染症担当(G-MIS専用) メールアドレス:shinkou-kansen-gmis@mhlw.go.jp

(問い合わせの際は、都道府県名、医療機関名(所在地、担当者名)を明記すること。)

③ G-MISシステム・操作に関する質問

厚生労働省 G MIS 事務局

メールアドレス: helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

TEL:050-3355-8230

(土日祝日、年末年始を除く平日9時~17時)

④ 本資料に関する問い合わせ先

長崎県福祉保健部地域保健推進課 s040309kansen@pref.nagasaki.lg.jp

5

## 回答方法(全機関共通)(まずはログイン)

画面 I	学 医療機関等情報支援システム	
ţ	名	
パスワ	フー ド	

ログイン

パスワードをお忘れですか?

#### 【医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度でG-MIS をご利用になるご担当者様へ】

ユーザ名(ログインID)は、【厚生労働省G-MIS事務局】 よりお送りしているメールに記載されています。または、 都道府県等から案内されている可能性があります。 まずは、G-MIS事務局からメールが届いていないか、都道 府県等から案内が届いていないかご確認ください。 ご不明点等ある場合は「よくあるお問い合わせ」を確認し ていただき、都道府県窓口へお問い合わせください。

医療・薬局機能情報提供制度のログインに関する「よくあるお問い合わせ」はこちら 医療機能情報提供制度の都道府県窓口はこちら 薬局機能情報提供制度の都道府県窓口はこちら

-	インターネットの検索画面で「 <b>G-MIS」</b> と検索
-	▼ 「G-MIS ログイン」というサイトをクリック ↓
	(画面丨)ユーザ名とパスワードを入力しログイン
	注)ユーザ名とパスワードは、G-MIS登録時に 事務局から送付されているメールに記載 されています。
	注)ご質問は問い合わせ先(スライド5)の①へ
	◆ (画面2)ログイン後、G-MISを選択し、クリック



## 回答方法(全機関共通)



回答方法(全機関共通)



## 回答方法(全機関共通) ※病院を参考事例として表示

### (画面5)

✓ 病院と診療所は①協定締結医療機関運営状況調査(病床確保/発熱外来/後方支援) と②協定締結医療機関運営状況調査(自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具 備蓄)のどちらも回答(報告)する必要があります。①にしかない項目や②にしか ない項目がありますので、例えば自宅療養者等への医療提供についての協定しか締 結していなくても、②だけでなく①の回答も必要です。

✓ 薬局と訪問看護事業所は、1つにまとめられていますので、②の回答のみです。

で 医療機関等	<b>働省 G-N</b> <sup>情報支援システノ</sup>	nis <sub>ال</sub>	L 4-7	間合 <b>~</b> お知	5번 お聞合せ	FAQ	医病毒的	77.9	
画面 5		協定締結医	療機関運営状	况調査(病床確保/発	熱外来/後方支援)				
		タイトル				回答ステーク	タス	医療機関名	医療機関コード
		2024年度	病院_年次調査		✓ まずは、(	①の該当年度	(今回は2024年	病院	3456789012
		2024年度	病院_年次調査		度)の 13	度)の「病院_牛次調査」をクリッ (画面6へ)		病院	3456789012
		すべて表示				,			
	(2)	協定締結医	療機関連営状	況調査(自宅療養者等	等医療提供/人材派遣/	個人防護具備蓄)			
		タイトル				回答ステーク	タス	医療機関名	医療機関コード
		2024年度.	病院_年次調査			未回答	F	病院	3456789012
		2024年度_	病院_年次調査					病院	3456789012
		すべて表示							
		5110200	<b>√</b>	回答ステ	ータスは、	当初「未回	答」となってい	ますが、回答が	「完了すると「未
	厚生労働省G-	MIS事務局		回答」が	消えるので	、全ての回	答が終わりまし	たら最後に「お	F回答」が消えて
	電話番号:05	0-3355-8230	)(土日祝日を	いること	を確認して	ください。			
Copyright © Ministry	of Health. Labour	and Welfare, A	Il Rights reserved						

# 回答方法(全機関共通)

※病院を参考事例として表示

[A]基本情報



回答方法(全機関	[A]基本情報 (A)基本情報 (A)基本情報 (A)基本情報 (A)基本情報
画面6続き <sup>県からあらかじめ登録済み(該当団または</sup> 数字記載済)	◇の項目は、10/1以降に県へ協定の変更協議申出書を提出 し、県から変更承諾を受けた機関で必要な場合のみ入力
<ul> <li>A005_第一種感染症指定医療機関としての感染症病床数</li> <li>✓ 県内   病院のみ対象</li> <li>A006_第二種感染症指定医療機関としての感染症病床数</li> <li>✓ 県内    病院のみ対象</li> </ul>	<ul> <li>◇A005_第一種感染症指定医療機関としての感染症病床数</li> <li>◇A006_第二種感染症指定医療機関としての感染症病床数</li> </ul>
<ul> <li>A007_流行初期確保措置付き医療機関(病床確保)</li> <li>✓ 本県の場合、流行初期から20床以上または10床以上の協定が図に「第3条第1号」と「流行初期医療確保措置」という文言があるもの</li> <li>▲ 本県の場合、流行初期から20人/日以上の協定が図(協定第5条3条第2号」と「流行初期医療確保措置」という文言があるもの</li> </ul>	<ul> <li>◇A007_流行初期確保措置付き医療機関(病床確保)</li> <li>(協定第5条第2項 5るものが対象)</li> <li>◇A008_流行初期確保措置付き医療機関(発熱外来)</li> <li>第2項に「第 のが対象)</li> </ul>
A009_病床確保に対応する医療機関 ✓ いずれかの時期に、   床以上確保する協定であれば☑	◇A009_病床確保に対応する医療機関
A010_発熱外来に対応する医療機関 ✓ いずれかの時期に、   人/日以上対応する協定であれば☑	◇A010_発熱外来に対応する医療機関
A011_自宅療養者等への医療の提供に対応する医療機関  ✓ いずれかの時期に、自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設等、 への対応が、いずれか「可」である協定であれば☑(健康観察	<ul> <li>◇A011_自宅療養者等への医療の提供に対応する医療機関</li> <li>障害者施設等</li> <li>○のみの場合は図</li> <li>◇A012、後本主概に対応する医療機関</li> </ul>
A012_使力支援に対応する医療機関 ✓ いずれかの時期に、一般患者または回復後の患者受入が、い ずれか「可」である協定であれば図	◇A012_使力文援に対応する医療機関
A013_医療人材が追じ対応900医療機関 く 医師、看護師、その他職種のいずれかの人材を、いずれかの 時期に、I人以上派遣する協定であれば図 A014 特記事項	◇A013_医療入材派遣に対応9る医療機関
[薬局]の場合、人材派遣に関する協定は締結していないのに、A0131 ませんので、◇A014_特記事項へ、「◇A013医療人材派遣に関する 報が間違っていても、協定の内容には問題ありません。(協定締結の	□□「「「」」」」」、「」」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」
<ul> <li>✓ A005~A008以外の項目は、県ホームページで公表している協定締</li> <li>✓ A014_特記事項は、必要があれば記載してください。各項目に関すする事項はありません。</li> </ul>	結状況一覧の貴機関の部分で「○」がついている項目に☑がついています。 る特記事項欄は別途設けられていますので、この項目に県から記載を依頼 11



(数字)

B001\_確保病床数

B002\_確保病床数(うち重症者用)

B005\_確保病床数(うち精神疾患を有する患者用)

B006\_確保病床数(うち妊産婦用)

B007\_確保病床数(うち小児用)

B008\_確保病床数(うち透析患者用)

#### 留意事項

年次報告内容について、医療機関毎の協定締結済病床数 の公表は予定しておりませんが、G-MIS内の「地域病床 見える化」に反映され、平時から医療機関間で確認可能 となります。 (現時点では「病院」のみが見える化して いますが、今後診療所の病床も対象となる予定です。) ※G-MISのログイン後の「見える化」画面を参照してく ださい。既に[B001]等項目番号がついています。 ✓協定締結時に重症者用●床等記載している場合は、その病床数を回答(数値入力)してください。(締結していなければ回答不要です。空欄可。)

✓ このマークをクリックすると、ヘルプテキストが見えます。

B004\_確保病床数(うち重症者用)うち人工呼吸器(※)管理が可能な病床数 📵

B003\_確保病床数(うち重症者用)うちECMO管理が可能な病床数

#### (医療措置の内容)

◇B001 確保病床数

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

病床の確保(患者を入院させ必要な医療を提供) 流行初期期間(新型インフルエンザ等 |流行初期期間経過後(新型インフルエ 対応時期 感染症等に係る発生等の公表が行われ ンザ等感染症等に係る発生等の公表が (目途) てから3か月程度)の対応 行われてから6か月以内) 床 床 (以下、うち数) (以下、うち数) , 重症者用 床、 重症者用 床 ・精神疾患を有する患者 床 精神疾患を有する患者 床 奷産婦 床 · 妊産婦 床 対応の内容・小児 床 ・小児 床 障害児者 障害児者 床 床 認知症患者 床 認知症患者 床 がん患者 床 がん患者 床 透析患者 床 透析患者 床 外国人 • 外国人 甲からの要請後速やかに(2週間以内 即応化の期間 を目途に) 即応化すること 備考 ※ 流行初期医療確保措置対象の場合は、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への

※ 流行初期医療確保措置対象の場合は、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への 対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。

可能なら回答



回答方法(病院・有床診)

※病院を参考事例として表示

### 画面6続き

[B]病床確保-流行初期経過後 ※◇の項目は左列の値の変更がぬ	必要な場合のみ入力してください。 協定内容を変更の際は所在の都道
府県と必ず事前に協議してください。 <mark>県からあらかじめ登録済み</mark>	<del>3(数字)</del>
B009_確保病床数	◇B009_確保病床数 可能なら回答
8010_確保病床数(うち重症者用)	B011_確保病床数(うち重症者用)うちECMO管理が可能な病床数
	B012_確保病床数(うち重症者用)うち人工呼吸器(※)管理が可能な病床数 🗊
B013_確保病床数(うち精神疾患を有する患者用)	✓協定締結時に重症者用●床等記載している場合は、 その病床数を回答(数値入力)してください。(締
B014_確保病床数(うち妊産婦用)	結していなければ回答です。空欄可。) (医療措置の内容) 第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。
B015_確保病床数(うち小児用)	<ul> <li>病床の確保(患者を入院させ必要な医療を提供)</li> <li>流行初期期間(新型インフルエンザ等 感染症等に係る発生等の公表が行われ (目途)</li> <li>(目途)</li> <li>たから3か月程度)の対応</li> <li>た</li> </ul>
B016_確保病床数(うち透析患者用)	床         床         床           (以下、うち数)         (以下、うち数)         ・           ・重症者用         床         重症者用           ・精神疾患を有する患者         床         精神疾患を有する患者           ・妊産婦         床         妊産婦
B110_ (特記事項)	対応の内容 ・小児 床 小児 床 ・障害児者 床 障害児者 床 ・認知症患者 床 認知症患者 床
B111_予備01	・ かん患者     床     1 かん患者     床       ・ 透析患者     床     ・ 透析患者     床       ・ 外国人     床     ・ 外国ム     - 本       即応化の期間     甲からの要請後速やかに(2週間以内
✓ [B110]特記事項は、協定の備考欄に記載がある場合に、そのとま (文字入力)してください。	

✓「病床見える化」の備考欄に反映させるためには、日次調査や週次調査の[B027]備考に入力する必要があります。(※「年次調査」だけでは反映されませんので、必要であれば各医療機関で判断いただき、日次調査や週次調査で入力してください。平時でも入力自体は可能です。)



※病院を参考事例として表示

#### 画面6続き



回答方法(病院・診療所)

## 回答方法(病院·有床診)

### 画面6続き

[E]後方支援-流行初期 ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。 協定の内容を変更する際は、所在の都道
府県と事前に協議を行ってください。 <mark>県からあらかじめ登録済み</mark>
E001_後方支援(※)が可能か
E002_うち精神疾患を有する患者の受入が可能か <ul> <li>✓ 流行初期に、一般患者または回復後の患者受入が、いずれか</li> </ul>
E003_うち妊産婦の患者の受入が可能か 「可」である協定であれば「はい」それ以外は「いいえ」
E004_うち小児の患者の受入が可能か
E005_うち透析患者の受入が可能か
[E]後方支援-流行初期経過後 ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合のみ入力してください。 協定内容を変更する際は、所在の
都道府県と事前に協議してください。
E006_後方支援(※)が可能か
E007_うち精神疾患を有する患者の受入が可能か <ul> <li>✓ 協定の備考欄等を参考にしながら、各医療機関で回答(選択肢「はい」「いいえ」)してください。</li> </ul>
E008_うち妊産婦の患者の受入が可能か 、協定のように、一般患者や回復後の患者の区別はありません。 四後支援
2009_うち小児の患者の受入が可能か E009_うち小児の患者の受入が可能か にほえ に係る発生等の公表が行われ、ンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われ、ンザ等感染症等に係る発生等の公表が 行われてかららか月以内) にためらるか月程度)の対応 たったらなり月をした。ここでで、 ためたりまた。 ためたり、ためたり、 たのたり、 ためたり、 たのたり、 たのたり、 ためたり、 たのたり、 たのたり、 ためたり、 たのり、 たのたり、 たのたり、 たのたり、 たのり、 たのたり、 たのり、 たのたり、 たのたり、 たのたり、 たのり、 たのり、 たのり、 たのり、 たのり、 たのり、 たのり、 たのり、 たのり、 たのり、 たのり、 たのり、 たのり、 たのり、 たの たのり、 たのり、 たのり、 たの たの たの たの たの たの たの たの たの たの
E010_うち透析患者の受入が可能か している医療 横関に代わって一般患者を受入 している医療 横関に代わって一般患者を受入 している医療 横関に代わって一般患者を受入 している医療 横関に代わって一般患者を受入 している医療 している医療 一機関に代わって一般患者を受入 している医療
E110_ (特記事項) 備考 信号 (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11
E111_予備01 E111_予備01 ✓ EI10_特記事項は、協定の備考欄に記載がある場合に、 ② 記載のとおり回答(文字入力)してください。 ③ (例:[初期]○○○[初期以降]○○○)

## 回答方法(病院·有床診)

### 画面6続き



[I]その他

#### [D] 自宅療養者への医療の提供

## 回答方法(病院·有床診)

### 画面7

#### [D]自宅療養者への医療の提供



Ξ	三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察													
	3	流行初期期間(新型インフルエンザ等 感染症等に係る発生等の公表が行われ (目途) てから3か月程度)の対応							流行初期期間経過後(新型インフルエンボ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)				インフルエ の公表が	
		自者医	宅療養  等への 【療提供	電詰 ライ	いた	オン 诊療	1	主診	健康観察 の対応	電 ライ	・オン ン診療	1	注診	健康観察 の対応
			自宅療 養者											
			宿泊療 養者											
			高齢者 施設等											
	対応		障害者 施設等											
	の内白	最可	t大対応 「能人数				人	/日	시/日			٨	/日	人/日
	容		備考											
	*	1	電話を用	いた言		の対応	ちは、	この協定	に「オンラ	イン語	診療」が	可能と	記載され	いており、
	か	<u>ر</u>	国から	特例的	9な) (***)	取り打	しいを	認める旨	の通知があ	ったち	場合にの	み行う	۰	

✓ 長崎県の協定は、自宅療養者への医療の提供について初期と初期以降を設定していますが、この報告においては、流行初期以降の時期についてご回答ください。

#### [D001]

- ✓ 協定締結の際、いずれかの対象に、電話・オンライン診療が「可」 と回答している医療機関は「はい」を選択してください。それ以外 は「いいえ」を選択してください。
- ✓ 国の設問には「設備」とありますが、電話・往診であっても、「は い」と回答してください。(法定上のオンライン診療の要件とは異 なります。)

#### [D006]

✓ 協定の備考欄に、いずれかの対象(健康観察は除く)について、 「かかりつけ患者以外は対応不可」または「連携施設以外は対応不 可」とひとつでも記載があれば、「はい」を選択してください。そ れ以外は「いいえ」を選択してください。

#### [DII0]

 ✓ 有事の際、県は協定を参照してコロナ禍を参考に項目を公表する可 能性がありますが、国が有事の際に公表する場合は、G-MISを元に 公表する可能性があります。字数制限内で、医療機関として必要と 思われる事項を、協定に記載している事実に反しない範囲で、入力 (文字)してください。

✓ 健康観察に関する対応について入力(文字)する必要はありません。

- 例1) (D006で「はい」を選択した上で) 自宅療養者についてはか かりつけ患者以外も対応可
- 例2) 往診のみ対応
- 例3) 電話・オンライン診療のみ対応
- 例4)往診は不可
- ✓ 特記事項に入力(文字)しても協定の変更はできません。また県から有事の際に公表する場合には反映されませんのでご注意ください。

箺

17

## 回答方法(薬局)



## 回答方法 (訪問看護事業所)

#### [D] 自宅療養者への医療の提供

#### 画面7

[D]自宅療養者への医療の提供	
D006_かかりつけ患者に限った対応か はい	
D110_(特記事項)	
D111_予備01	
	$\square$

✓ 長崎県の協定は、自宅療養者への医療の提供について初期と初期以降を設定していますが、この報告においては、流行初期以降の時期についてご回答ください。

#### (医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとす ー 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察



- [D006]
- ✓協定の備考欄に、いずれかの対象(健康観察は除く)について、「事業所利用者 以外の対応は不可」とひとつでも記載があれあば、「はい」を選択してください。 それ以外は「いいえ」を選択してください。
- ✓ 健康観察に関することは対象外です。

#### [D110]

- ✓ 有事の際、県は協定を参照してコロナ禍を参考に項目を公表する可能性がありますが、国が有事の際に公表する場合は、G-MISを元に公表する可能性があります。
   字数制限内で、医療機関として必要と思われる事項を、協定に記載している事実に反しない範囲で、入力(文字)してください。
- ✓ 健康観察に関する対応について入力(文字)する必要はありません。

例1) 自宅療養者の事業所利用者のみ対応 例2) 宿泊療養者の対応は不可 等

✓ 特記事項に入力(文字)しても協定の変更はできません。県から有事の際に公表 する場合には反映されませんのでご注意ください。



※病院を参考事例として表示

画面 7	
[F]医療人材派遣(医師) ※◇の項目は左列の値の変更が必要な	は場合のみ入力してください。 協定内容を変更の際は所在の都道府
県と必ず事前に協議してください。 県からあらかじめ登録済み	
F001_派遣可能な人数(医師)	◇F001_派遣可能な人数(医師)
F002_うちDMATの人数(医師)	<ul> <li>✓ 協定に人材派遣の項目がある場合は、各機関で、回答(数字)してください。</li> </ul>
F003_うちDPATの人数(医師)	✓ 人材派遣の協定を締結していない場合は、全て空欄でかまい ません。
F004_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数(医師)	<ul> <li>✓ [F002]、[F003] は病院のみが対象であり、病院であって</li> </ul>
F005_うち県外派遣可能な人数(医師)	も医療人材派遣の協定締結がない場合や診療所の場合は、回 答の必要はありません。(空欄可)
✓ [F002] 協定の①に記載の数字を入力(数字)	五 医療人材派遣 対応時期 流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行 (目途) われてから6か月以内)
	計 感染症医療担当従事者 感染症予防等業務関係者
<ul> <li>✓ [F003]</li> <li>協定の②に記載の数字を入力(数字)</li> </ul>	派遣可能 人 ( 人) 人 ( 人) 人 ( 人)
✓ [F004]	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
協定の「感染症予防等業務関係者」のうち、病院で感染制御	容 DMAT 人 ※うち医師 () 人、看護師 人、その他 人
管理が可能なチームに所属している医師の数を入力(数字) (日本畑根ま 登想まえおとなっており、地内の「成池広え味等)	DPAT 人 ※うち医師 🙋 人、看護師 人、その他 人
(国が把握を布望りる奴となっており、協定の「感染症で防守 業務期後来数」とは思わります。)	文書支援 ナース     人     人     人     人     人     人     人     人
<u>未防戌除自奴」とは共なりまり。</u> 丿	
✓ [F005]	※ 1.100WA1,0FA1及び火舌又抜り一人の人数は、以正医療広第30米の1206の規定に基づく協定参照。
協定の③に記載の数字を入力(数字)	※( )内は、県外派遣可能な人数とする。(参考記載) 2∩
	20



画面 7	
[F]医療人材派遣(看護師) ※〇の項目は左列の値の変更が必要	な場合のみ入力してください。 協定内容を変更の際は所在の都道
府県と必ず事前に協議してください。 <mark>県からあらかじめ登録済み</mark>	
F006_派遣可能な人数(看護師)	◇F006_派遣可能な人数(看護師)
F007_うちDMATの人数(看護師)	
F008_うちDPATの人数(看護師)	✓協定に人材派遣の項目がある場合は、各機関で、回答(数字)してください。
F009_うち災害支援ナースの人数(看護師)	<ul> <li>✓ <u>人材派遣の協定を締結していない場合は、全て空欄</u> <u>でかまいません。</u></li> </ul>
F010_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数(看護師)	✓ [F007]、[F008] は病院のみが対象であり、病院で あっても医療人材派遣の協定締結がない場合や診療
F011_うち県外派遣可能な人数(看護師)	所の場合は回答の必要はありません。(空欄可)

- ✓ [F007] 協定の①に記載の数字を入力(数字) ✓ [F008]
  - 協定の②に記載の数字を入力(数字)
- ✓ [F009] 協定の③に記載の数字を入力(数字)
- ✓ [F010] 協定の「感染症予防等業務関係者」のうち、病院で感染制御 <mark>管理が可能なチームに所属している看護師の数</mark>を入力(数字) (国が把握を希望する数となっており、協定の「感染症予防等 業務関係者数」とは異なります。)
- ✓ [F011]

協定の④に記載の数字を入力(数字)

Æ		医療人材派	遣							
Γ	5	対応時期	流行初期期間経過後(新型イ	ンフルエンザ等感染症等	に係る発生等の公表が行					
		(目途)	)われてから6か月以内)							
			計	感染症医療担当従事者	感染症予防等業務関係者					
		派遣可能	人 (人)	人 (人)	人 (人)					
	対応	医師	人(人)	人(人)	- E010 人 ( 人)					
	の	看護師	人 ( 4 人)	人(人)	★老 人 ( 人)					
	内	その他	人(人)	人(人)						
	容	DMAT	人 ※うち医師	人、看護師 🕕	人、その他 人					
		DPAT	人 ※うち医師	人、看護師 2	人、その他 人					
		災害支援 ナース	3人(人)							
		備考								

上記DMAT.DPAT及び災害支援ナースの人数は、改正医療法第30条の12の6の規定に基 づく協定参照。

※()内は、県外派遣可能な人数とする。(参考記載)

[F]医療人材派遣



22

※病院を参考事例として表示

### 画面7

[F]医療人材派遣(医師・看護師以外) ※〇の項目は左列の値の変更が 在の都道府県と事前に協議してください 県からあらかじめ登録済み	必要な場合のみ入力してください。 協定内容を変更の際は所
F012_派遣可能な人数(医師・看護師以外) ◇F0	012_派遣可能な人数(医師・看護師以外)
7013_うちDMATの人数(医師・看護師以外)	
F014_うちDPATの人数(医師・看護師以外)	✓協定に人材派遣の項目がある場合は、各機関で、回答(数字)してください。
F015_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数(医師・看護師以外)	✓ 人材派遣の協定を締結していない場合は、全て空欄 でかまいません。
F016_うち県外派遣可能な人数(医師・看護師以外)	✓ [F013]、[F014] は病院のみが対象であり、病院で ちってた医療人材派遣の協定統結がない場合や診療
F110_(特記事項) F111_予備01	所の場合は、回答の必要はありません。(空欄可)
	五 医療人材派遣
✓ [F013]	対応時期 (日余) われてから6か月以内)
協定の①に記載の数字を入力(数字) - /「FOL4〕	計 感染症医療担当従事者 感染症予防等業務関係者
◆ [F014] 協定の②に記載の数字を入力(数字) ✓ [F015]	派遣可能 人 ( 人) 人 ( 人) 人 ( 人)
協定の「感染症予防等業務関係者」のうち、病院で感染制御管理	
<mark>が可能なチームに所属しているその他の職種の数</mark> を入力(数字)	の 者護師 人 (人) 人 (人) 人 (人) $-\frac{1}{6015}$ 人 (人) 大 (人) 人 (人)
(国が把握を希望する数となっており、協定の「感染症予防等	容 DMAT 人 ※うち医師 人、看護師 大、その他 () 人
<u>業務関係者数」とは異なります。</u> )	DPAT     人 ※うち医師     人 、看護師     人 、その他     ②     人
✓ [FUI0] 協定の②に記載の数字を入力(数字)	$\begin{array}{c c} f_{t-\lambda} \\ f_{t+\lambda} \\ f_{t+\lambda} \end{array} \land ( \land ) \\ f_{t+\lambda} \\ f_{t+\lambda}$
mたいしに m取り 数子 とハル (数子) √ [F110]	▲ 「 <sup>™・2</sup> 」 ※ 上記DMAT,DPAT及び災害支援ナースの人数は、改正医療法第30条の12の6の規定に基
協定の④に記載の職種をそのまま入力(文字)	づく協定参照。 ※( )内は、県外派遣可能な人数とする。(参考記載)



### 画面7

[F]医療人材派遣(医師・看護師以外) ※〇の項目は左列の値の	変更が必要な場合のみ入力してください。 協定内容を変更の際は所
在の都道府県と事前に協議してください <mark>県からあらかじめ登録</mark> 》	斉み <mark>、</mark> していた。 「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」
F012_派遣可能な人数(医師・看護師以外)	◇F012_派遣可能な人数(医師・看護師以外)
F013_うちDMATの人数(医師・看護師以外)	
F014_うちDPATの人数(医師・看護師以外)	
F015_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数(医師・看護師以外)	(切内にした近海の石口がたて相人は、夕地間ブ、同体(粉合)
F016_うち県外派遣可能な人数(医師・看護師以外)	✓ 協定に入材派追の項目がめる場合は、合機関(、四合(数子) してください。
F110 (特記事項)	✓ 人材派遣の協定を締結していない場合は、空欄でかまいません。
F111_予備01	✓ [F013]、[F014] 、[F015] 病院のみが対象であり、回答の必要はありません。(空欄可)
	√ [F016]
▶ ▶ 特に県から報告依頼事項はありませんので空欄でか	協定の①に記載の数字を回答してください。
まいません。	ニ 医療人材派遣     対応時期 流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係     (目途) る発生等の公表が行われてから6か月以内)     対応の内容 職種(薬剤師) 感染症医療担当従事者     派遣可能 人 ( ① 人)     ※( )内は、県外派遣可能な人数とする。(参考記載)

[F]医療人材派遣

# 回答方法 (訪問看護)

### 画面7

[F]医療人材派遣(看護師) ※◇の項目は左列の値の変更が必要な場合の 府県と必ず事前に協議してください。 県からあらかじめ登録済み	み入力してください。 協定内容を変更の際は所在の都道
F006_派遣可能な人数(看護師) F006_派	派遣可能な人数(看護師)
F007_うちDMATの人数(看護師)	
F008_うちDPATの人数(看護師)	✓協定に人材派遣の項目がある場合は、各機関で、回答(数字) してください。
F009_うち災害支援ナースの人数(看護師)	✓ 人材派遣の協定を締結していない場合は、空欄でかまいません。
F010_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数(看護師)	✓ [F007]、[F008] 、[F010]
F011_うち県外派遣可能な人数(看護師)	病院のみが対象であり、回答の必要はありません。(空欄可)
	✓ [F009] 人材派遣の協定を締結しており、派遣予定対象者が「災害支援
●「医療人材派遣(医師・看護師以外) ※◇の項目は左列の値の変更か必要な場合の 在の都道府県と事前に協議してください	<u> </u>
F012_派遣可能な人数(医師・看護師以外) ◇F012_派遣可能な	それ以外は、空欄でかまいません。
F013_うちDMATの人数(医師・看護師以外)	✓ [FOII] 協定の①に記載の数字を回答してください。
F014_うちDPATの人数(医師・看護師以外)	ニ 医療人材派遣 対応時期 流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行 (目途) われてから6か月以内)
F015_うち感染制御管理が可能なチームに所属している人数(医師・看護師以外)	対応の内容     看護師 派遣可能     合計     感染症医療担当従事者     感染症予防等業務関係者       ※()     )内は、県外派遣可能な人数とする。(参考記載)
F016_うち県外派遣可能な人数(医師・看護師以外)	
<ul> <li>長崎県の協定は、訪問看護事業所とは、看護師の派遣についてのみ、</li> <li>す。([F012]~[F016]と[F110]は空欄可。)</li> </ul>	<del>締結していますので、(医師・看護師以外)の設問には回答不要で</del> 24

# 回答方法(全機関共通)

#### 画面7



### 留意事項

- ✓ [G]個人防護具の備蓄状況は、備蓄について協定締結をしていなくても、全ての設問に何らか数字を回答(入力)しなければ、「回答済み」になりません。
- ✓ 必ず備蓄をしない協定を締結した場合も「0」(数 字、ゼロ)を入力してください。
  - ✓ 各医療機関の協定から、次の数字を回答(数字を入力)してください。
     (①~⑩)(※協定締結をしていない場合も必ず「0」を入力)

(個人防護具の備蓄)

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速か つ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

品目	サージカル マスク	N95マスク	アイソレー ションガウン	フェイス シールド	非滅菌手袋
期間	<ol> <li>か月分</li> </ol>	<ol> <li>3 か月分</li> </ol>	5 か月分	7 か月分	<b>⑨</b> か月分
枚数	<b>②</b> 枚	<b>④</b> 枚	<mark>⑥</mark> 枚	<mark>⑧</mark> 枚	<b>(</b> 双)

 ✓ [G003]、[G006]、[G009]、[G012]、[G015]は、 調査時点 (12/15時点)の実際の備蓄量を回答(数字を入力)してください。 備蓄がない場合や協定を締結していない場合も、必ず、0(数字、ゼ ロ)を入力してください。

✓ このマークをクリックすると、ヘルプテキストが見えますので、
 確認してください。

✓ 特記事項は、必要があれば記載してください。この項目に県から記載を依頼する事項はありません。
 ✓ 空欄のままでも、次に進めます。

画面 7          画面 7       [H]については、全医療機関、必ず回答してくださ         [H]その他       各機関が回答(選択肢)してください。         [H]その他       [H001]	
[H]その他 [H]その他	<b>ر</b> ۲
<ul> <li>H001_年1回以上、自機関の医療従事者に対して、研修又は訓練(※)を実施したか</li> <li>I いっ、     </li> <li>H002_院内感染対策に関する地域のネットワークに参加しているか     <li>H110_(特記事項)</li> <li>H111_予備01</li> <li>H111_予備01</li> <li>「はい」または「いいえ」を選択してください。</li> <li>✓ 「はい」または「いいえ」を選択してください。</li> <li>✓ 小部の機関が行う研修又は訓練へ参加した: 合も、「はい」を選択してください。</li> <li>✓ この回答は、<u>令和6年度中(R7.3末まで)</u> 参加又は実施する予定がある場合は、予定 あっても、「はい」を選択してください。</li> <li>✓ 長崎県の場合、協定第9条または第10条に 載の「平時における準備」に該当します。</li> </li></ul>	さ 場 <mark>に</mark> で 記
<ul> <li>[H110]</li> <li>✓ 特記事項は、[001]の実施または参加が予定の場合、実施又は参加予定の時期を記載してください。         <ul> <li>(例) 令和7年2月中に実施予定</li></ul></li></ul>	だ ていは どへ

画面5のステータスが「未回答」が消えていることを確認してください。



#### ※病院を参考事例として表示

「 「 「 「 「 」 」 」 「 」 」 」 二 」 □ 二 」 」 二 」 □ 二 」 」 二 」 □ 二 」 」 二 」 」 二 」 」 二 」 □ 二 」 」 二 」 」 二 」 □ 二 」 」 二 」 二 」 」 二 」 二 」 二 」 」 二 」 二 二 」 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二 二 」 二						
画面5 ①	窃定 <b>嫜</b> 結医療機関運営状況調査(病床確保/発熱)	外来/後方支援)				
	タイトル	/ 🗖	回答ステータス	医療機關名	医療機関コード	
	2024年度 · 病院_年次調査			病院	3456789012	
	2024年度	`	/	病院	3456789012	
	すべて表示					
2 協定締結医療機関運営状況調査(自宅療養者等医療提供/人材派遣/個人防護具備益)						
	タイトル		回答ステータス	医療機関名	医療機関コード	
	2024年度. 病院_年次調査			病院	3456789012	
	2024年度_ 病院_年次調査	<b>`</b>	/	病院	3456789012	
	すべて表示					
▶ 厚生労働省G-MIS事務局						
電話番号:050-3355-8230(土日祝日を除く平日9時~17時)						
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.						
▶ 厚生労働省G-M 電話番号:050 Copyright © Ministry of Health, Labour a	すべて表示 協定神結医療機関連営状況調査(自宅療養者等医 タイトル 2024年度、病院_年次調査 2024年度、病院_年次調査 すべて表示 IS事務局 -3355-8230(土日祝日を除く平日9時〜17時) nd Welfare, All Rights reserved.	渡提供/人材派遣/個人防選具備 ( <sup>一</sup> 回	前益) 回答ステータス 1	<u>医衰機</u> 關名 有院 <u></u> 病院	医療機関⊐- 345678901 345678901	

- ✓ (画面5)回答ステータスは、「2024年度 ○○(機関表示)\_年次調査」分(病院、診療所は①と②、 薬局、訪問看護事業所は②のみ)が「未回答」が消えていれば、年次調査は終了です。
- ✓ 調査へのご協力、本当にありがとうございました。
- ✓ もし、回答ステータスが「未回答」となっている場合は、年次報告が完了していません。スライド9からやり直す必要があります。